

学校教育法の一部を改正する法律の概要

資料2-1

【「専門職大学」「専門職短期大学」の制度化について】

趣旨・背景

- 「第四次産業革命」の進展と国際競争の激化に伴い、産業構造が急速に転換する中、優れた専門技能等をもって、新たな価値を創造することができる専門職業人材の養成が急務。

今後の成長分野を見据え、新たに養成すべき専門職業人材

高度な
実践力

理論にも裏付けられた高度な実践力を強みとして、専門業務を牽引できる人材

＋豊かな

創造力

変化に対応しつつ、新たなモノやサービスを創り出すことができる人材

- 《例》【観光分野】：適確な接客サービスに加えて、サービスの向上や旅行プランの開発を企画し、実行できる人材
 【農業分野】：質の高い農産物の生産に加えて、直売、加工品開発等も手掛け、高付加価値化、販路拡大等を先導できる人材
 【情報分野】：プログラマーやデザイナーとしての実践力に加えて、他の職業分野と連携し、新たな企画構想を商品化できる人材など

➡ 高等専門職業教育の新たな枠組みにより、社会の変化に対応しつつ、人材養成の強化を図る。

概要

大学制度の中に位置付けられ、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、「専門職大学」及び「専門職短期大学」の制度を設ける。

《法制度の概要》 → 法改正の後、設置基準(省令)等により詳細を規定する予定〔*印〕

1 目的等

①機関の目的

- ・ 深く専門の学芸を教授研究し、専門職を担うための実践的かつ応用的な能力を育成・展開することを目的とする。

→ *実習等の強化(卒業単位の概ね3～4割以上。長期の企業内実習等)
 *実務家教員の積極的任用(必要専任教員数の概ね4割以上)

②学位の授与

- ・ 課程修了者には、文部科学大臣が定める学位を授与する。

→ *「学士(専門職)」又は「短期大学士(専門職)」を授与

2 社会のニーズへの即応

①産業界等との連携

- ・ 専門職大学等は、文部科学大臣の定めるところにより、専門性が求められる職業に関連する事業を行う者等の協力を得て、教育課程を編成・実施し、及び教員の資質向上を図る。

→ *産業界等と連携した教育課程の開発・編成・実施のための体制整備(「教育課程連携協議会」)

②認証評価における分野別評価等

- ・ 専門職大学等の認証評価においては、専門分野の特性に応じた評価を受ける。

→ *産業界等と連携した認証評価の体制整備

3 社会人が学びやすい仕組み

①前期・後期の課程区分

- ・ 専門職大学(4年制)の課程は、前期(2年又は3年)及び後期(2年又は1年)に区分できる。

②修業年限の通算

- ・ 実務の経験を有する者が入学する場合には、文部科学大臣の定めにより、当該実務経験を通じた能力の修得を勘案して、一定期間を修業年限に通算できる。

施行期日

平成31年4月1日

改正後	改正前
第八十三条の二 前条の大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とするものは、専門職大学とする⁹。 ② 専門職大学は、文部科学大臣の定めるところにより、その専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとする。 ③ 専門職大学には、第八十七条第二項に規定する課程を置くことができない。 第八十七条の二 専門職大学の課程は、これを前期二年の前期課程及び後期二年の後期課程又は前期三年の前期課程及び後期一年の後期課程（前条第一項ただし書の規定により修業年限を四年を超えるものとする学部にあつては、前期二年の前期課程及び後期二年以上の後期課程又は前期三年の前期課程及び後期一年以上の後期課程）に区分することができる。 ② 専門職大学の前期課程における教育は、第八十三条の二第一項に規定する目的のうち、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成することを実現するために行われるものとする。 ③ 専門職大学の後期課程における教育は、前期課程における教育の基礎の上に、第八十三条の二第一項に規定する目的を実現	（新設） （新設）

するために行われるものとする。

- ④ 第一項の規定により前期課程及び後期課程に区分された専門職大学の課程においては、当該前期課程を修了しなければ、当該前期課程から当該後期課程に進学することができないものとする。

第八十八条の二 専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じて当該職業を担うための実践的な能力を修得した者が専門職大学等（専門職大学又は第八十八条第四項に規定する目的をその目的とする大学（第四百四条第五項及び第六項において「専門職短期大学」という。）をいう。以下この条及び第九十九条第三項において同じ。）に入学する場合において、当該実践的な能力の修得により当該専門職大学等の教育課程の一部を履修したと認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、修得した実践的な能力の水準その他の事項を勘案して専門職大学等が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該専門職大学等の修業年限の二分の一を超えない範囲内で文部科学大臣の定める期間を超えてはならない。

第九十九条 （略）

② （略）

- ③ 専門職大学院は、文部科学大臣の定めるところにより、その高度の専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとする。

（新設）

第九十九条 （略）

② （略）

（新設）

第百四条 大学（専門職大学及び第百八条第二項の大学（以下この条において「短期大学」という。）を除く。以下この項及び第七項において同じ。）は、文部科学大臣の定めるところにより、大学を卒業した者に対し、学士の学位を授与するものとする。

② 専門職大学は、文部科学大臣の定めるところにより、専門職大学を卒業した者（第八十七条の二第一項の規定によりその課程を前期課程及び後期課程に区分している専門職大学にあつては、前期課程を修了した者を含む。）に対し、文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

③ 大学院を置く大学は、文部科学大臣の定めるところにより、大学院（専門職大学院を除く。）の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を、専門職大学院の課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

④ 大学院を置く大学は、文部科学大臣の定めるところにより、前項の規定により博士の学位を授与された者と同等以上の学力があると認める者に対し、博士の学位を授与することができる。

⑤ 短期大学（専門職短期大学を除く。以下この項において同じ。）は、文部科学大臣の定めるところにより、短期大学を卒業した者に対し、短期大学士の学位を授与するものとする。

⑥ 専門職短期大学は、文部科学大臣の定めるところにより、専門職短期大学を卒業した者に対し、文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

⑦ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、文部科学大臣

第百四条 大学（第百八条第二項の大学（以下この条において「短期大学」という。）を除く。以下この条において同じ。）は、文部科学大臣の定めるところにより、大学を卒業した者に対し学士の学位を、大学院（専門職大学院を除く。）の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を、専門職大学院の課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

（新設）

（新設）

② 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、前項の規定により博士の学位を授与された者と同等以上の学力があると認める者に対し、博士の学位を授与することができる。

③ 短期大学は、文部科学大臣の定めるところにより、短期大学を卒業した者に対し短期大学士の学位を授与するものとする。

（新設）

④ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、文部科学大臣

の定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める学位を授与するものとする。

一 短期大学（専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校を卒業した者（専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）又はこれに準ずる者で、大学における一定の単位の修得又はこれに相当するものとして文部科学大臣の定める学習を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認める者 学士

二 （略）

⑧| （略）

第百八条 （略）

②・③ （略）

④| 第二項の大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成することを目的とするものは、専門職短期大学とする。

⑤| 第八十三条の二第二項の規定は、前項の大学に準用する。

⑥| （略）

⑦| （略）

⑧| （略）

⑨| （略）

の定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める学位を授与するものとする。

一 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又はこれに準ずる者で、大学における一定の単位の修得又はこれに相当するものとして文部科学大臣の定める学習を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認める者 学士

二 学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものに置かれる課程で、大学又は大学院に相当する教育を行うと認めるものを修了した者 学士、修士又は博士

⑤| 学位に関する事項を定めるについては、文部科学大臣は、第九十四条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

第百八条 （略）

②・③ （略）

（新設）

（新設）

④| 第二項の大学には、第八十五条及び第八十六条の規定にかかわらず、学部を置かないものとする。

⑤| 第二項の大学には、学科を置く。

⑥| 第二項の大学には、夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を置くことができる。

⑦| 第二項の大学を卒業した者は、文部科学大臣の定めるところ

⑩ (略)	により、第八十三条の大学に編入学することができる。 ⑧ 第九十七条の規定は、第二項の大学については適用しない。
第百九条 (略)	第百九条 (略)
② (略) ③ 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。	② (略) ③ 専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。
④ (略)	① (略)

第9期大学分科会における部会等について

1. 将来構想部会

(所掌事務)

今後の高等教育機関全体の機能・役割、振興策の基本方針について審議を行う。

└── 制度・教育改革ワーキンググループ

(所掌事務) 各学校種の教育の改善方策について、制度面を中心に審議を行う。

2. 大学院部会

(所掌事務)

大学院制度と教育の在り方（研究との連携を含む）について専門的な調査審議を行う。

└── 専門職大学院ワーキンググループ

(所掌事務) 専門職大学院制度の見直しに関する方策や、その他専門職大学院の機能強化のために審議すべき事項について、専門的な調査審議を行う。

3. 法科大学院等特別委員会

(所掌事務)

法科大学院教育の改善等について専門的な調査審議を行う。

└── 共通到達度確認試験システムに関するワーキング・グループ

(所掌事務) 法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定等を行う仕組みである「共通到達度確認試験（仮称）」の本格実施に向けて必要となる専門的な調査・分析・検討を行う。

4. 認証評価機関の認証に関する審査委員会

(所掌事務)

学校教育法第112条の規定に基づき、大学分科会が認証評価機関の認証に係る審査等を行うのに先立ち、専門的な調査審議を行う。

5. 専門職大学等の制度設計に関する作業チーム

(所掌事務)

実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に向けた、より具体的な制度設計等について、専門的な調査審議を行う。

中央教育審議会大学分科会
専門職大学等の制度設計に関する作業チーム
委員名簿

麻生 隆史	学校法人第二麻生学園理事長、山口短期大学学長
安部 恵美子	長崎短期大学学長
有信 睦弘	国立研究開発法人理化学研究所理事
岡本 比呂志	学校法人中央情報学園理事長
金子 元久	筑波大学特命教授
◎ 黒田 壽二	金沢工業大学学園長・総長
佐藤 東洋士	学校法人桜美林学園理事長、桜美林大学総長
千葉 茂	日本工学院専門学校校長
寺田 盛紀	岡山理科大学教授、名古屋大学名誉教授

◎：主査

(50 音順)

学校教育法の改正に伴う関係政省令等の整備について(案)

1. 趣旨

学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）が成立し（5月31日公布）、平成31年4月1日より、専門職大学及び専門職短期大学が制度化されること等とされた。

これを受け、専門職大学及び専門職短期大学等の設置基準の整備や学位規則等の関係政省令の改正を行う必要がある。

2. 整備を要する政省令等

(1) 専門職大学設置基準及び専門職短期大学設置基準（省令）の制定等

- ・ 専門職大学及び専門職短期大学の教育研究上の基本組織、収容定員、教育課程、卒業の要件等、教員組織、教員の資格、施設及び設備等に関する事項その他設置に関する事項を定めるもの。

※ 併せて、専門職大学院設置基準（省令）において、産業界等との連携による教育課程の編成等に関する規定を整備。

(2) 学位規則（省令）の改正

- ・ 専門職大学及び専門職短期大学が授与する学位の種類（「学士（専門職）」、「短期大学士（専門職）」）等を定めるもの。

(3) 学位の種類及び分野の変更等に関する基準（告示）の改正

- ・ 専門職大学及び専門職短期大学に係る学位の種類及び分野の変更等に関する基準を定めるもの。

(4) 学校教育法施行規則（省令）の改正

- ・ 専門職大学及び専門職短期大学の制度化に伴い、実務経験を通じて修得した実践的な能力を勘案した修業年限の通算に係る要件及び通算できる期間の上限、認証評価機関が存在しない場合等における評価の代替措置、情報の公表等について、所要の規定の整備を行うもの。

(5) 学校教育法施行令（政令）の改正

- ・ 専門職大学の前期課程及び後期課程に区分された課程について、設置及び修業年限の変更は文部科学大臣の認可に、その他の変更（課程区分の廃止）は文部科学大臣への届出に係らしめることとするもの。

(6) 学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の改正

- ・ 専門職大学、専門職短期大学に係る認証評価に関する規定及び専門職大学、専門職短期大学、専門職大学院が受ける分野別認証評価の内容、評価方法等について、所要の規定の整備を行うもの。

＜備考＞中央教育審議会への諮問事項

設置基準を制定及び改正する場合については、学校教育法第94条及び同法施行令第42条により、学位規則を改正する場合については、同法第104条第5項及び同法施行令第42条により、学位の種類及び分野の変更等に関する基準を改正する場合については、同法第94条及び同法施行令第23条の2第3項により、学校教育法第110第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令を改正する場合については、学校教育法第112条、第94条及び同法施行令第42条により、中央教育審議会に諮問することとされている。

（参考1）学校教育法（抄）

第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

第四条

⑤ 第二項第一号の学位の種類及び分野の変更に関する基準は、文部科学大臣が、これを定める。

第九十四条 大学について第三条に規定する設置基準を定める場合及び第四条第五項に規定する基準を定める場合には、文部科学大臣は、審議会等で政令で定めるものに諮問しなければならない。

第百四条

⑤ 学位に関する事項を定めるについては、文部科学大臣は、第九十四条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

第百十二条 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、第九十四条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

- 一 （略）
- 二 第百十条第三項の細目を定めるとき。
- 三 （略）

（参考2）学校教育法施行令（抄）

（法第四条第二項第三号の政令で定める事項）

第二十三条の二

- 2 前項第一号の学位の種類及び分野の変更、同項第二号の学科の分野の変更並びに同項第三号の通信教育に係る学位の種類及び分野の変更に関する基準は、文部科学大臣が定める。
- 3 前項に規定する基準を定める場合には、文部科学大臣は、中央教育審議会に諮問しなければならない。

（法第九十四条の審議会等で政令で定めるもの）

第四十二条 法第九十四条（法第二百二十三条において準用する場合を含む。）の審議会等で政令で定めるものは、中央教育審議会とする。

専門職大学設置基準及び専門職短期大学設置基準(省令)の制定等について(案)

- これまでの中央教育審議会等での審議及び国会での法案審議を踏まえ、次のような基本的な考え方の下に「専門職大学設置基準」及び「専門職短期大学設置基準」を制定する。

《基本的な考え方》

- ・ 国際通用性を求められる「大学」の枠組みの中に位置付けられる機関として相応しい教育研究水準を担保するとともに、産業界等と緊密に連携した実践的な職業教育に重点を置く、社会人の受入れも主要な機能とする等の特性を踏まえた設置基準とすることが求められる。(国会での法案審議における松野文部科学大臣答弁)
- ・ 現行の最低基準である大学設置基準及び短期大学設置基準の水準を考慮し、その趣旨を採り入れると同時に、高度かつ実践的な職業教育を行う機関として、その特性を踏まえた適切な水準の設定を図る。(平成28年5月中央教育審議会答申)

1. 教育課程等

(1) 教育課程の編成方針

- ・ 産業界等と連携しつつ、教育課程を自ら開発・開設、不断に見直し。
- ・ 「専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力」の育成・展開及び「職業倫理の涵養」を規定。
※ 専門職大学院設置基準においても所要の規定を整備。

(2) 教育課程連携協議会

- ・ 産業界及び地域社会との連携による教育課程の編成・実施のため「教育課程連携協議会」の設置を義務付け。
※ 専門職大学院設置基準においても所要の規定を整備。

(3) 開設授業科目

- ・ 開設すべき授業科目の種類として、次の①～④を規定。

①基礎科目	[4年制で20単位以上／2年制で10単位、3年制で15単位以上]
②職業専門科目	[4年制で60単位以上／2年制で30単位、3年制で45単位以上]
③展開科目	[4年制で20単位以上／2年制で10単位、3年制で15単位以上]
④総合科目	[4年制で4単位以上／2年制・3年制で2単位以上]

(注) 卒業・修了に必要な単位は4年制で124単位以上／2年制で62単位以上、3年制で93単位以上

(4) 実習等の重視

- ・ 実習等による授業科目について一定単位数の修得を卒業・修了要件として規定。
[4年制で40単位以上／2年制で20単位以上、3年制で30単位以上]
- ・ 上記の実習等による授業科目には、企業等での「臨地実務実習」を一定単位数含む。
[4年制で20単位以上／2年制で10単位以上、3年制で15単位以上]
※ やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげられる場合は、企業等と連携した「連携実務演習等」による一部代替も可能とする。[4年制で5単位まで／2年制で2単位、3年制で3単位まで]

(5) 入学前の既修得単位の認定

- ・ 入学前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業を担うための実践的な能力を修得している場合に、当該実践的な能力の修得を授業科目の履修とみなし単位認定できる仕組みを規定。
[4年制で30単位まで／2年制で15単位、3年制で23単位まで]

2. 教 員

(1)専任教員数

- ・ 大学・短大設置基準の水準を踏まえつつ、小規模の学部・学科を想定した基準を新設。

(2)実務家教員

- ・ 必要専任教員数のおおむね4割以上は「専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者」(実務家教員)とする。
- ・ 必要専任実務家教員数の二分の一以上は、研究能力を併せ有する実務家教員とする。
 - ※ 大学等での教員歴、修士以上の学位、又は企業等での研究上の業績のいずれかを求める。
- ・ 必要専任教員数の二分の一以内は、「みなし専任教員」(専任教員以外の者であっても、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部・学科の運営について責任を有する者)で足りるものとする。

3. 学 生

(1)入学者選抜

- ・ 実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うことを努力義務として規定。

(2)同時に授業を行う学生数

- ・ 原則として40人以下とすることを規定。

4. 施設設備

(1)校地面積

- ・ 大学・短大設置基準の水準(学生1人当たり10㎡)を踏まえつつ、一定の要件の下で弾力的な取扱いを可能とする。

※ その場所に立地することが特に必要であり、かつ、やむを得ない事由により所要の面積確保が困難と認められる場合に、教育研究上支障がない限度において、当該面積を減ずることができることとする。

(2)運動場、体育館その他のスポーツ施設

- ・ 原則として体育館その他のスポーツ施設を備えるとともに、なるべく運動場を設けることを求める。ただし、やむを得ない特別の事情があるときは、大学外の運動施設の利用による代替措置を可能とする。

(3)校舎面積

- ・ 大学・短大設置基準の水準を踏まえつつ、小規模の学部・学科を想定した基準を新設。
- ・ 臨地実務実習が必修である等の特性を考慮し、卒業に必要な臨地実務実習を実施するに当たり、実習に必要な施設の一部を企業等の事業者の施設の使用に確保する場合等、一定の要件の下に、必要校舎面積を減ずることを可能とする。

※ 企業等の事業者からの継続的・安定的な施設の使用など必要な要件及び手続については、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則(省令)において規定。

学位規則（省令）の一部改正について（案）

- 専門職大学及び専門職短期大学が授与する学位の種類（「学士（専門職）」、「短期大学士（専門職）」）等を定める。

1. 学士（専門職）の学位（第2条の2等として新設）

法第104条第2項に規定する、専門職大学を卒業した者に対し授与する文部科学大臣の定める学位は、学士（専門職）とする。

2. 短期大学士（専門職）の学位（第5条の5等として新設）

- （1）法第104条第6項に規定する、専門職短期大学を卒業した者に対し授与する文部科学大臣の定める学位は、短期大学士（専門職）とする。
- （2）法第104条第2項に規定する、専門職大学の前期課程を修了した者に対し授与する文部科学大臣の定める学位は、短期大学士（専門職）とする。

3. その他

その他所要の改正を行う。

学位の種類及び分野の変更等に関する基準（告示）の一部改正について（案）

- 専門職大学及び専門職短期大学に係る学位の種類及び分野の変更等に関する基準を定める。

学位の分野及び分野の変更に関する基準（別表第一関係）

専門職大学の学部又は専門職短期大学の学科の設置等であって、学校教育法又は同法施行令の規定により、文部科学大臣の認可を受けることを要せず、届出を行うべきものについて、別表第一に次の内容を追加する。

- ① 「学士（専門職）」については、「文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、薬学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係（看護学関係）、保健衛生学関係（リハビリテーション関係）、保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。）」の学位の分野の変更を伴わない場合

（注）「学士、修士及び博士」についての規定から「獣医学関係、医学関係、歯学関係」を除いている。

- ② 「短期大学士（専門職）」については、「文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係（看護学関係）、保健衛生学関係（リハビリテーション関係）、保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。）」の学位の分野の変更を伴わない場合

（注）「短期大学士」と同様。

学校教育法施行規則（省令）の一部改正について（案）

- 専門職大学及び専門職短期大学の制度化に伴い、実務経験を通じて修得した実践的な能力を勘案した修業年限の通算に係る要件及び通算できる期間の上限、認証評価機関が存在しない場合等における評価の代替措置、情報の公表等について所要の規定の整備を行う。

1. 専門職大学及び専門職短期大学の設備、編制、学部及び学科（第142条関係）

- (1) 専門職大学の設備、編制、学部及び学科に関する事項、教員の資格に関する事項その他専門職大学の設置に関する事項は、専門職大学設置基準の定めるところによる。
- (2) 専門職短期大学の設備、編制、学科、教員の資格に関する事項その他専門職短期大学の設置に関する事項は、専門職短期大学設置基準の定めるところによる。

2. 実務経験を通じて修得した実践的な能力を勘案した修業年限の通算（第146条の2として新設）

- (1) 学校教育法第八十八条の二に規定する実務経験を通じて修得した実践的な能力を勘案した修業年限の通算は、専門職大学等（専門職大学及び専門職短期大学をいう。以下同じ。）の定めるところにより、当該職業を担うための実践的な能力（当該専門職大学等で修得させることとしているものに限る。）の修得を授業科目の履修とみなして単位を与えられた者に対し、与えられた当該単位数、その修得に要した期間その他専門職大学等が必要と認める事項を勘案して行うものとする。
- (2) 専門職大学等が定める修業年限に通算することのできる期間は、当該専門職大学等の修業年限の四分の一を超えてはならないものとする。

3. 専門職大学等の認証評価（分野別評価）に関し文部科学大臣の定める措置（第167条関係）

専門職大学等において特別の事由がある場合に学校教育法第百九条第三項に規定する認証評価（いわゆる「分野別評価」）に代わる措置として文部科学大臣が定める措置を、次に掲げるいずれかの措置とする。

- ① 専門職大学等が、外国に主たる事務所を有する法人等であって、当該専門職大学等の課程に係る分野について評価を行うもののうち、適正な評価を行うと国際的に認められたものとして文部科学大臣が指定した団体から、教育課程等の状況について定期的に評価を受け、その結果を公表するとともに、文部科学大臣に報告すること

※ 専門職大学院の場合と同様。

- ② 専門職大学等が、教育課程等の状況について、当該専門職大学等の課程に係る分野に識見を有する者による検証を定期的に行い、その結果を公表するとともに、文部科学大臣に報告すること

※ 専門職大学院についても、制度創設から10年間に限り（平成24年度まで）類以の規定を設けていた。

4. 教育研究活動等の状況についての情報の公表（第172条の2関係）

専門職大学等においては、大学等について情報を公表することとされている事項に加え、当該専門職大学等に係る専門性が求められる職業に関連する事業を行う者等の関係者との協力の状況についての情報を公表するものとする。

5. その他

その他所要の改正を行う。

学校教育法施行令（政令）の一部改正について（案）

- 専門職大学の前期課程及び後期課程に区分された課程について、設置及び修業年限の変更は文部科学大臣の認可に、その他の変更（課程区分の廃止）は文部科学大臣への届出に係らしめることとする。

専門職大学の前期課程、後期課程の設置等に係る文部科学大臣の認可等の手続
（第23条及び第23条の2 関係）

- （１）専門職大学の前期課程及び後期課程に区分された課程を設置する（課程区分を設ける）とき並びに課程の修業年限を変更するときは、文部科学大臣の認可を受けなければならないこととする。
- （２）（１）に掲げるもの以外の課程の変更（課程区分の廃止）を行うときは、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならないこととする。

学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して
必要な細目を定める省令の一部改正について（案）

- 専門職大学、専門職短期大学に係る認証評価に関する規定及び専門職大学、専門職短期大学、専門職大学院が受ける分野別認証評価の内容、評価方法等について、所要の規定の整備を行う。

1. 認証評価機関の認証を行うに当たっての基準の適用に関する規定の整備
（第1条第1項関係）

文部科学大臣が認証評価機関を認証する際の基準の適用について、専門職大学及び専門職短期大学に係る大学評価基準は、それぞれ専門職大学設置基準、専門職短期大学設置基準に適合していることが必要である旨を定める。

2. 専門職大学等に係る分野別認証評価の認証を行うに当たっての基準に関する規定の整備
（第1条第3項関係）

（1）大学評価基準に定めるべき事項についての規定の充実

大学評価基準に定めるべき事項として、教育課程連携協議会に関すること及び学修成果に関すること（進路に関することを含む。）を追記する。

（2）評価における関係者の参画

評価方法について、高等学校、地方公共団体等の関係者からの意見聴取に加え、関連職業従事者の団体等の意見聴取を行うことを規定する。

（3）大学評価基準の設定・変更に当たっての意見聴取

大学評価基準の設定又は変更に当たっては、関連職業従事者の団体等の意見聴取を行うことを規定する。